

## 令和5年度6月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年6月26日(月) 午前9時30分～午前10時30分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 池田 正巳      2番 越阪部 勲      3番 越阪部 一  
4番 内野 喜昭      5番 糟谷 裕義      7番 池田 稔  
8番 鈴木 浩之      9番 見澤 幸一      10番 石井 一  
11番 川口 浩      12番 栗原 茂      13番 大館 浩一  
14番 石井 進      15番 水村 英紀      16番 本橋 与志喜

欠席委員 6番 増田 貴雄      17番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号5番 糟谷 裕義委員、12番 栗原 茂委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字神米金字常盤原です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて192.95平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については、上水、下水道管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3,821平方メートルのうち1,060平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途はイベント用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農用地です。申請事由は申請地を借り受け、お花畑のイベント用地として使用するものです。なお、本件は4か月間の一時転用です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可相当といたします。

## 2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字林前の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,199平方メートルです。新規に賃貸借契約を締結するもので、契約期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字本郷字西前の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて1,094平方メートルです。新規に賃貸借契約を締結するもので、契約期間は令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字谷里の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,497.48平方メートルです。新規に賃貸借契約を締結するもので、契約期間は令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,857平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間です。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、全会一致、決定といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,594平方メートルです。新規に賃貸借契約を締結するもので、契約期間は令和5年9月1日から令和11年8月31日までの6年間です。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

#### 4 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、34件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

「報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

#### 5 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会 （午前10時30分）